

公的研究費等の不適正な会計処理に関する調査結果について

【概要】

「平成24年度決算検査報告」に掲記された国立高等専門学校機構(以下「高専機構」という。)に対する不適正な会計処理を受け、高専機構として全51高専に対して内部調査を行ったところ、釧路高専・八戸高専・秋田高専・東京高専・明石高専・北九州高専・長野高専(以下「釧路高専他6高専」という。)において、不適正な会計処理である「差替え」が行われていたことから、釧路高専他6高専からの予備調査結果報告書及び関係書類の精査等により調査を行った結果、総額5,734,735円の不適正な会計処理があったことを高専機構に設置した本調査委員会として認定いたしました。

なお、長野高専においては、510,448円の私的流用を認定しました。

【I経緯】

高専機構において、自主的な内部調査(調査対象期間:平成19年度~平成26年度(一部、平成18年度も含む。))を全51高専に対して実施した。

その結果、別紙1のとおり釧路高専他6高専において不適正な会計処理である「差替え」(注1)が行われていたことが判明した他、50高専において翌年度納入及び前年度納入が行われていたことが判明したため、それぞれ以下のとおり対応した。

・差替えについて

「公的研究費等の不正使用に係る調査委員会」(以下「予備調査委員会」という。)を各々の高専に設置し、各予備調査委員会において、高専保存の会計書類及び業者提供の伝票類の確認並びに関係教職員に対する事情聴取に基づき調査した結果、その内容に合理性及び蓋然性があることから、高専機構に外部委員を含めた「公的研究費等の不正使用に関する調査委員会」(以下「本委員会」という。)を設置し、調査を実施した。

(詳細については次項「II調査委員会での審議状況」に記載のとおり。)

・翌年度納入及び前年度納入について

平成24年3月の理事長通知「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策の徹底について」に基づき、機構本部の主導の下、各高専における納品検収体制の強化、会計処理及びそのプロセスについての内部監査の強化、コンプライアンスの向上を目的とした全教職員対象の研修を充実させるなど再発防止に努め、法人全体として適正な会計処理を行う体制構築の徹底を図った。

(注1)「差替え」: 業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどにより代金を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの

【II調査委員会での審議状況】

本委員会では、次のとおり、予備調査結果報告書、関係書類の精査等により調査審議を行った。

平成25年	7月30日	[東京高専予備調査委員会設置]
平成25年	8月23日	[秋田高専予備調査委員会設置]
平成26年	3月26日	[釧路高専予備調査委員会設置]
平成26年	4月1日	[北九州高専予備調査委員会設置]
平成26年	4月16日	[明石高専予備調査委員会設置]
平成26年	4月21日	[八戸高専予備調査委員会設置]

平成26年 5月 9日 [八戸高専予備調査結果報告書の提出]
平成26年 5月28日 [釧路高専予備調査結果報告書の提出]
平成26年 5月29日 [秋田高専予備調査結果報告書の提出]
平成26年 5月30日 [明石高専予備調査結果報告書の提出]
平成26年 5月30日 [北九州高専予備調査結果報告書の提出]
平成26年 6月30日 [東京高専予備調査結果報告書の提出]
平成26年 8月 5日 [調査委員会の設置]
平成26年 9月 3日 [第1回開催：予備調査結果報告書の確認]
平成26年 9月19日 [第2回開催：審議]
平成26年10月 6日 [第3回開催：審議]
平成26年10月27日 [第4回開催：審議]
平成26年11月 5日 [第5回開催：審議]
平成27年 1月27日 [長野高専予備調査委員会設置]
平成27年12月 4日 [長野高専予備調査結果報告書の提出]
平成27年12月15日 [調査委員会の設置]
平成27年12月22日 [第1回開催：予備調査結果報告書の確認]
平成28年 1月15日 [第2回開催：審議]
平成28年 2月 8日 [第3回開催：審議]
平成28年 3月30日 [第4回開催：審議]

【Ⅲ調査結果の概要】

1 不適正な会計経理があったと認定した教職員： 12名

内訳：釧路高専 1名、八戸高専 2名、秋田高専 3名
東京高専 1名、明石高専 1名、北九州高専 2名
長野高専 2名

2 不適正な会計経理に関与した取引業者： 8社

内訳：釧路高専関係：文房具小売業者
八戸高専関係：事務用品・OA機器等販売業者
各種OA機器等販売・システムサービス業者
秋田高専関係：理化学機器・分析機器等販売業者
理化学機器等販売業者
事務用品等小売業者
東京高専関係：科学機器等販売業者
明石高専関係：文具・事務用品等販売業者
北九州高専関係：理化学機器等販売業者
長野高専関係：家電販売業者

3 不適正な会計経理として認定した金額 5,734,735円

[財源別内訳]

(単位：円)

	自己収入※1	公的研究費※2	受託事業等収入※3	合計
釧路高専	27,216			27,216
八戸高専	29,400		248,010	277,410
秋田高専	11,340	91,676		103,016
東京高専			942,930	942,930
明石高専	16,170			16,170
北九州高専	573,442			573,442
長野高専	599,052	1,099,100	2,096,399	3,794,551
合計	1,256,620	1,190,776	3,287,339	5,734,735

※1 自己収入の内訳は、授業料等収入、助成金等収入及びその他自己収入である。

※2 公的研究費の内訳は、大学間連携共同教育推進事業及び科学研究費補助金である。

※3 受託事業等収入のうち、八戸高専分は共同研究費、東京高専分は受託試験費、長野高専分は寄附金及び共同研究費である。

4 不適正な会計経理の内容については、次のとおり。

[釧路高専関係]

平成21年4月の幹部職員人事異動に伴い必要となった物品の購入に関して、高専職員1名と取引先の担当者とは互いに了解の上、伝票上の品名を偽り、契約した物品と異なる物品が納入されていたにもかかわらず、契約した物品が納入されていたとして代金を支払った取引を行っていた。

・差替えにより支出した金額： 27,216円

なお、差替えを行った取引は、事務担当者の相互理解などが不十分のまま、安易に不適正な会計処理を行ってしまったものである。

また、差替えにより購入した物品は、高専関係者から聞き取りした結果、学校運営に係るものであり、現在も事務室に保管されていたことから、私的流用したという事実はないものと判断した。

[八戸高専関係]

(1) 平成20年3月頃、共同研究の遂行のため必要となった物品の購入に関して、高専教員1名と取引先の担当者とは互いに了解の上、伝票上の品名を偽り、契約した物品と異なる物品が納入されたにもかかわらず、契約した物品が納入されたとして代金を支払った取引を行っていた。

・差替えにより支出した金額： 248,010円

なお、差替えを行った取引は、教員のコンプライアンス意識の欠如及び会計処理に関する知識不足から安易に不適正な会計処理を行ってしまったものである。

(2) 平成23年1月頃、教育研究用のために必要となった物品の購入に関して、高専職員1名と取引先の担当者とは互いに了解の上、伝票上の品名を偽り、契約した物品と異なる物品が納入されたにもかかわらず、契約した物品が納入されたとして代金を支払った取引を行っていた。

・差替えにより支出した金額： 29,400円

なお、差替えを行った取引は、事務担当者が会計処理上のミスを繕うために安易に不適正な会計処理を行ってしまったものである。

また、上記(1)及び(2)において差替えにより購入した物品は、高専関係者から聞き取りした結果、現在も教育研究用として研究室等で使用されていたことが確認されたため、私的流用したという事実はないものと判断した。

[秋田高専関係]

(1) 平成18年度に公開講座及び学生実験用に必要となった物品の購入に関して、高専職員1名と取引先の担当者とは互いに了解の上、伝票上の品名を偽り、契約した物品と異なる物品が納入されたにもかかわらず、契約した物品が納入されたとして代金を支払っていた取引を行っていた。

・差替えにより支出した金額： 11,340円

なお、差替えを行った取引は、取引先では本来は取り扱っていない商品であることから、高専の会計担当に誤解を生じさせないよう安易に品名を替えた結果、不適正な会計処理となってしまったものである。

(2) 教育研究に必要な物品の購入に関して、高専教員が当該研究費での購入が認められないとの思い込みから、伝票上の品名を偽り、契約した物品と異なる物品が納入されていたにもかかわらず、契約した物品が納入されていたとして代金を支払った取引を行っていた。

・差替えにより支出した金額： 65,951円

なお、差替えを行った取引は、公的研究費等に対する認識の甘さや目先の問題解決のために安易に不適正な会計処理を行ってしまったものである。

(3) 教育研究に必要な物品の購入に関して、納品後に高専教員の都合により、別メーカーの製品に交換を行ったが、書類の変更等の手続きを行わず、契約した物品が納入されたこととして代金を支払った取引を行っていた。

・差替えにより支出した金額： 25,725円

なお、差替えを行った取引は、教員が手続きを煩わしいと考え、公的研究費等に対する認識の甘さから安易に不適正な会計処理を行ってしまったものである。

また、差替えにより購入した物品は、高専関係者及び取引先の担当者から聞き取りした結果、全て教育研究用に使用されていたことが確認されたため、私的流用したという事実はないものと判断した。

[東京高専関係]

平成21年4月頃、平成20年度収入予算が一部未執行であったため、当該予算の執行を優先し、高専職員1名と取引先の担当者とは互いに了解の上、伝票上の品名を偽り、契約した物品が納入されたものとして代金を支払い、その後、契約した物品と異なる教育研究用のために必要となった物品を納入させていた取引を行っていた。

・差替えにより支出した金額： 942,930円

なお、差替えを行った取引は、公的研究費等に対する認識の甘さや目先の問題解決のために安易に不適正な会計処理を行ってしまったものである。

また、差替えにより購入した物品は、すべて消耗品であり、その大部分は研究室等に保管され、現に教育研究用に使用されており、高専関係者から聞き取りした結果、購入したすべての物品は教育研究用に使用されていたことが確認されたため、私的流用したという事実はないものと判断した。

[明石高専関係]

平成20年10月頃、学校の避難訓練用のために必要となった物品の購入に関して、高専職員1名と取引先

の担当者とは互いに了解の上、伝票上の品名を偽り、契約した物品と異なる物品が納入されていたにもかかわらず、契約した物品が納入されていたとして代金を支払った取引を行っていた。

・差替えにより支出した金額： 16,170円

なお、差替えを行った取引は、事務担当者が会計処理上のミスを繕うために安易に不適正な会計処理を行ってしまったものである。

また、差替えにより購入した物品は、高専関係者から聞き取り調査した結果、学校の管理運営上必要なものであり、現在も事務室に保管されていたことから、私的流用したという事実はないものと判断した。

[北九州高専関係]

平成19年から平成24年まで、公開講座や学生実験用に急遽必要となった物品の購入に関して、高専教員2名と取引先の担当者とは互いに了解の上、伝票上の品名を偽り、契約した物品と異なる物品が納入されたにもかかわらず、契約した物品が納入されたとして代金を支払った取引を行っていた。

・差替えにより支出した金額： 573,442円

なお、差替えを行ったすべての取引は、教員のコンプライアンス意識の欠如及び会計処理に関する知識不足から安易に不適正な会計処理を行ってしまったものである。

また、差替えにより購入した物品は、すべて消耗品であり、一部が研究室等に保管され、現に教育研究用に使用されており、高専関係者から聞き取り調査した結果、購入したすべての物品は教育研究用に使用したとしていることから私的流用したという事実はないものと判断した。

[長野高専関係]

平成24年から平成27年まで、高専教員2名が店頭購入による取引において、取引先の担当者に指示を行って伝票上の品名を偽り、実際に受領した物品と伝票上の物品が異なるにもかかわらず、代金を支払った取引を行っていた。

・差替えにより支出した金額： 3,794,551円

なお、差替えを行ったすべての取引は、教員のコンプライアンス意識の欠如及び納品検収の一部不実施から、不適正な会計処理を行ってしまったものである。

また、差替えにより購入した物品等のうち、一部は教育研究用に使用されておらず、高専関係者から聞き取り調査した結果、私的流用があったものと判断した。

・差替えによる支出のうち私的流用と判断した金額： 510,448円

5 不適正な会計経理により支出した経費の取扱いについて

(1) 長野高専が差替えにより購入した物品等のうち、私的流用と判断するもの510,448円（うち科学研究費補助金5,000円を含む）、私的流用ではないが購入目的や使用状況が極めて不適切と判断するもの1,085,388円、大学間連携共同教育推進事業を財源とするもの1,087,000円、科学研究費補助金を財源とするもの7,100円、の合計2,689,936円については、当該教員に返金を求めるべきものと判断した。また、国等から交付を受けた大学間連携共同教育事業及び科学研究費補助金の合計1,099,100円については、国等に返還すべきものと判断した。

(2) 八戸高専における受託事業等収入248,010円は、資金交付元機関から返還の指示があったことから、当該教員に返金を求め、かつ資金交付元機関に対して返還すべきものと判断した。

(3) 長野高専における寄附金及び共同研究費2,096,399円は、資金交付元機関に返還の要否を確認した上で判断する。

(4) 上記(1)～(3)以外の自己収入等については、国等への返還の必要がないこと、教育研究に使用されており私的流用の事実がないこと、から、対象者への返金を求める必要はないものと判断した。

【IV 再発防止策の取組】

本委員会における調査において明らかとなった問題点は、次のように集約される。

1. 公的研究費に対する教職員の意識の欠如

(1) 不定期的に公的研究費等の不正防止に向けての啓発を実施しているが、教職員の公的研究費等に対する認識の甘さが依然として存在している。

また、会計事務担当者には、目先の問題解決を優先してしまい、適正な会計処理を行うというモラルの欠如が見受けられた。

(2) 教員自身のコンプライアンス意識の欠如や学内の予算執行管理が十分に機能していなかった。

(3) 高専における教職員間あるいは学科間でのコミュニケーション不足により、公的研究費等の使用ルールや事務手続きについての相互理解が不十分のまま、会計処理を行ってしまったことが、不適正な会計経理に繋がった。

2. 教員発注・納品検収体制の不備

(1) 同一担当者が発注・納品検収の担当の兼務や、取引先の担当者が検収担当を通さず、直接研究室等へ納品することが常態的に行われていた高専があるなど、会計担当による発注物品の納品検収体制が不十分であったため、内部牽制が機能していなかった。

(2) 秋田高専では、法人化以前より、10万円未満の物品等の購入等に当たっては、教員発注を認めていたが、教員から指示を受けた技術職員が物品等の発注を行い、納品検収を行わずに直接研究室等へ納品させていたため、内部牽制体制が機能しておらず、納品検収体制が構築されていなかった。

(3) 長野高専では、機構が認める立替払制度の形骸化により、教員が店頭購入した物品の納品検収が十分に行われておらず、内部牽制が機能していなかった。

3. 不十分な会計事務体制

(1) 学内予算の執行状況が的確に把握されていなかったため、年度末になって未執行予算の存在を知るといふ不十分な予算管理体制があった。また、財務会計システム上での支払手続きにおいて、事後入力などの処理が行われていたことも不適正な会計経理に繋がったものと考えられる。

(2) 物品発注から納品検収までの確認作業について、特に業務繁忙時における内部牽制体制及び伝票等の会計証憑類に関する相互チェックが不十分であった。

これらを踏まえて、不適正な会計処理（差替え）の再発防止策としては、予算執行管理体制の確立及び物品等の発注・納品検収体制の確立（発注者及び納品検収者の分離、検収シールの貼付等）が有効であると考えられるが、高専機構では、平成24年3月の理事長通知「公的研究費等に関する不正使用の再発防止策の徹底について」を各高専において確実に実施することが再発防止の有効な手段であるにもかかわらず、取組が不十分であるとの指摘を会計検査院より受けたことから、あらためて再発防止策の確実な実施を各高専に徹底しており、さらに、その後の状況把握も定期的に行っている。

なお、これらの取組を確実に実施することはもとより、文部科学省より「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」の改正がなされており、当該改正内容を踏まえ、公的研究費等の使用ルールに関する教職員の意識の向上（日常的な教職員間のコミュニケーション不足の解消等も含む）に向けた取組みをあわせて構築している。

【Ⅶ 今後の対応】

1. 不適正な会計経理を行った教職員への処分

不適正な会計経理に関与した教職員については、「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則」に基づき処分した。

(内訳)

高専名	量定	人数	職種別内訳
釧路高専	厳重注意	1名	職員 1名
八戸高専	戒告	1名	講師 1名
	厳重注意	1名	職員 1名
秋田高専	戒告	1名	准教授 1名
	厳重注意	1名	教授 1名
北九州高専	訓告	1名	准教授 1名
長野高専	処分不能（不適切経理期間全体については諭旨解雇相当、定年退職前の2年間については停職12月相当）	1名	元教授 1名
	停職1月	1名	准教授 1名

※ 認定教職員数と処分人数が一致しないのは、認定教職員に退職者等が含まれているためである。

2. 取引業者への対応

不適正な会計経理に関与した取引業者に対しては、「独立行政法人国立高等専門学校機構物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」に基づき厳正に対処することとしている。

【参 考】

平成26年度公的研究費等の不正使用に関する調査委員会 委員名簿

委員長 上月 正 博 (独立行政法人国立高等専門学校機構 理事)
 委員 後藤 宏 平 (独立行政法人国立高等専門学校機構本部 事務局長)
 委員 鹿又 仁 郎 (独立行政法人国立高等専門学校機構本部 財務課長)
 委員 古屋 一 仁 (東京工業高等専門学校 校長)
 委員 塚本 寛 (北九州工業高等専門学校 校長)
 委員 木村 美 隆 (田中・木村弁護士事務所 弁護士)
 委員 横見瀬 春 樹 (横見瀬公認会計士事務所 公認会計士)

平成27年度公的研究費等の不正使用に関する調査委員会 委員名簿

委員長 上月 正 博 (独立行政法人国立高等専門学校機構 理事)
 委員 前田 俊 夫 (独立行政法人国立高等専門学校機構本部 事務局長)
 委員 錦 織 誠 (独立行政法人国立高等専門学校機構本部 財務課長)
 委員 黒田 孝 春 (長野工業高等専門学校 校長)
 委員 木村 美 隆 (田中・木村弁護士事務所 弁護士)
 委員 横見瀬 春 樹 (横見瀬公認会計士事務所 公認会計士)

内部調査結果

単位(円)

高専名	財源	内部調査指摘内容		
		差替え	翌年度納入	前年度納入
釧路工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	27,216	3,534,619	24,265
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	8,701	0
旭川工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	17,350	0
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	0	0
八戸工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	29,400	2,975,613	816,500
	国庫補助金等	0	1,927	0
	その他	248,010	19,106	0
一関工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	9,141,658	259,594
	国庫補助金等	0	1,083,997	0
	その他	0	279,184	0
仙台高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	668,195	7,976
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	206,830	0
秋田工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	11,340	0	127,730
	国庫補助金等	91,676	0	0
	その他	0	0	0
鶴岡工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	1,694,248	80,430
	国庫補助金等	0	145,766	0
	その他	0	3,660	462
福島工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	7,428,361	453,683
	国庫補助金等	0	208,423	0
	その他	0	36,061	0
茨城工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	103,215	0
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	0	0
群馬工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	6,257,485	118,406
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	46,217	3,815
木更津工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	1,565,101	1,199,728
	国庫補助金等	0	6,569	0
	その他	0	49,400	0
東京工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	0	0
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	942,930	0	0
長岡工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	762,727	1,111,931
	国庫補助金等	0	80,523	0
	その他	0	0	5,660
富山高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	44,940	0
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	0	0
長野工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	599,052	3,891,598	1,034,147
	国庫補助金等	1,099,100	63,663	1,795
	その他	2,096,399	6,860	441,171
岐阜工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	576,000	820,615
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	0	0
沼津工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	0	2,100
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	2,236	11,450
舞鶴工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	2,775,815	469,892
	国庫補助金等	0	106,402	0
	その他	0	89,194	0

明石工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	16,170	6,186,091	18,312
	国庫補助金等	0	495,028	0
	その他	0	67,881	0
和歌山工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	98,070	18,419
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	0	0
米子工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	559,703	3,412,308
	国庫補助金等	0	131,399	0
	その他	0	2,246	1,887
松江工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	4,433,044	687,066
	国庫補助金等	0	41,437	0
	その他	0	263,319	11,133
広島商船高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	1,545,180	0
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	0	0
徳山工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	4,130,579	165,974
	国庫補助金等	0	136,162	0
	その他	0	169,112	90,434
宇部工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	5,002,056	1,522,335
	国庫補助金等	0	19,610	146,897
	その他	0	0	55,377
阿南工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	46,200	0
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	0	0
香川高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	2,383,236	1,015,771
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	29,929	0
弓削商船高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	5,500	56,160
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	0	0
高知工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	2,966,537	2,310,678
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	0	0
久留米工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	0	0
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	0	11,361
有明工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	2,255,546	1,048,611
	国庫補助金等	0	876,330	331,141
	その他	0	239,400	801,154
北九州工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	573,442	2,066,136	2,041,605
	国庫補助金等	0	78,671	0
	その他	0	35,510	29,852
佐世保工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	0	5,300
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	0	0
都城工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	4,440,046	1,040,217
	国庫補助金等	0	75,460	0
	その他	0	133	181,909
鹿児島工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	1,704,013	0
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	385,615	0
沖縄工業高等専門学校	運営費交付金・自己収入	0	171,255	323,400
	国庫補助金等	0	0	0
	その他	0	0	0
合計		5,734,735	84,922,078	22,318,651

(注1)本調査対象年度は、平成19年度から平成26年度(平成18年度を一部含む。)

(注2)内部調査の結果、指摘のあった高専のみ掲載している。

(注3)表中、財源欄の「その他」には、寄付金、受託研究、受託事業等を含む。

(注4)表中、内部調査指摘内容の「差替え」、「翌年度納入」、「前年度納入」は、以下のとおり。

「差替え」:業者に虚偽の請求書等を提出させて、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成するなどにより代金を支払い、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていたもの。

「翌年度納入」:予算執行期日(年度末日)までに給付の完了(納品確認)が行えなかったため、業者に虚偽の請求書等を提出させ、契約した物品が当該期日までに納入されていないのに納入されたとする虚偽の関係書類を作成すること等により、費用を支払い、実際には契約等を実施した期日と異なる期日にて契約したこととしたもの。

「前年度納入」:予算不足から業者に虚偽の請求書等を提出させて、既に給付の完了がなされたにもかかわらず、当該年度においては、給付が完了しておらず、給付完了年度とは異なる年度にて納入されたこととする虚偽の関係書類を作成すること等により、実際に契約等を実施した期日と異なる期日にて契約したこととしたもの。